

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成31年2月14日
開会時刻	午前10時46分
閉会時刻	午後0時05分
出席委員名	◎北村 勝 ○吉井詩子 井村貴志 鈴木豊司
	岡田善行 吉岡勝裕 品川幸久 西山則夫
	中山裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	山口 徹
協議案件	1 機構改革（案）について
	2 消費税率の引上げに伴う対応について
	3 施設使用料の見直しについて
	4 定住自立圏形成協定の変更について
	5 第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について
	6 伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について 《報告案件》
	7 管外行政視察の実施について
説明者	総務部長、総務部参事、職員課副参事
	情報戦略局長、情報戦略局参事
	その他関係参与

協議経過

北村委員長が開会を宣言し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「機構改革（案）について」外5件を協議した。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、6月定例会前に視察を実施すること、委員からの視察項目についての希望があれば、正副委員長または議会事務局に伝えることとし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時46分

◎北村勝委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件の一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「機構改革（案）について」御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

本日は御多用のところ、総務政策委員会に引き続き、総務政策委員協議会をお開きいただき、まことにありがとうございます。本日御協議をお願いする案件は、委員長から御案内のありましたとおり、「機構改革（案）について」のほか、報告案件も含めまして全部で6件でございます。詳細につきましては、それぞれ担当から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

【機構改革（案）について】

◎北村勝委員長

職員課副参事。

●上田職員課副参事

それでは、「機構改革（案）について」御説明申し上げます。

お手元の資料1をごらんください。今回の機構改革は、平成31年4月の定期異動に合わせて、機構の改革をしようとするものでございます。それでは、その概要につきまして御説明申し上げます。

情報戦略局におきましては、現在の情報調査室にICT推進係を設置し、庁内の職員で組織しておりますワーキンググループや情報調査室の調査統計係と連携しながら、さまざまな分野において課題解決の手段と期待されるICTを利活用した行政サービスを推進していくための調査研究を進めてまいります。また課名につきましては情報政策課に変更いたします。

なお、行革係、公共施設マネジメント係を情報調査室から企画調整課に移管し、市全体に係る企画調整の効率化を図ってまいります。

次に、産業観光部におきましては、国体推進課を廃止し、2021年に開催されます三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、部体制による組織の体制強化を図るため、新たに国体推進局を設置いたします。

なお、局内には、国体総務課、国体競技課を設置いたします。

以上が見直しの概要でございます。

部・課の数といたしましては、産業観光部が1課の減、国体推進局の設置に伴う1部の増、2課の増となります。

また、国体推進局の設置につきましては、行政組織条例の改正が必要となりますことから、3月定例会に提案することとしております。

説明は以上となります。何とぞよろしく御協議を賜りますようお願いいたします。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

今、機構改革のことで説明をいただきましたけれども、私このことについて、別に異論はないわけですがけれども。特にICTの関係で、説明ではワーキンググループなどと相談しながら進めていくということで、それもいいんですけれども、実はどういうスタンスで、イメージでやっていくかということだけ、少し意識合わせをさせていただきたいというふうに思うんですが。

各部でいろいろ各職場、事業やって、施策やって、その中でこれはICTを利用したほうが少し効率的になるし、市民サービスへもつながるといふところの事例は多々あると思うんですが、いまだ余り伊勢市としてその事例は見られません。少し遅きに失したかなと思うんですが、そういった意味で、例えばそれぞれの施策に対して、これはもうICTを利活用してやっていくところの担当が主役になるのか、いやいや、推進係が主役になって、あるいは情報戦略局のトップがこれを全市を見ながらやっていくんだというような、全体でおろしていくのか、下からのボトムアップでやっていくのかということの見解だけ、少しお聞かせをさせていただきたいというふうに思います。

◎北村勝委員長

職員課副参事。

●上田職員課副参事

委員仰せのとおり、ICTの関係、若干おこなっているという部分も否めないという部分もあると思いますけれども、我々としては、まずワーキンググループ、それは各課から選抜して、そのワーキンググループを今つくっております。イメージといたしましては、ICT推進係、そちらがワーキンググループと連携しながら、いろいろな事業、そういうのを選んでいき、あくまでもICT推進係は庁内の旗振り役という部分で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎北村勝委員長

西山委員。

○西山則夫委員

ありがとうございました。推進係が旗振り役というんですか、推進係という位置づけだというふうに理解をしておりますけれども、やはりワーキンググループも必要なだけけれども、一番よくわかっているのは、その事業を専門にやっている職場の方々が一番よくわかっている。全国的にもICTを利活用した事業を展開している自治体もあるわけですから、そこら辺はもう少しその担当レベルで煮詰めて、調査をしながら、そしてワーキンググループへ上げていく、そして推進係へ持っていくというようなやり方もあるというふうに思っていますので、ぜひICTをという方もおみえでございますので、そこら辺を含めて少しこのICTを利活用した事業運営が前進するように御期待を申し上げて、この件については賛成をしておきます。

◎北村勝委員長

ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【消費税率の引上げに伴う対応について】

◎北村勝委員長

次に、「消費税率の引上げに伴う対応について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、消費税率の引き上げに伴う対応につきまして、御説明を申し上げます。

御存じのとおり、昨年10月15日の臨時閣議において、安倍首相から本年10月1日からの消費税率10%への引き上げが表明されましたので、これを受けて対応しようとするもので

ございます。

本市の歳入において、消費税、地方消費税にかかわる主なものとしたしましては、施設使用料、利用料がございまして、各常任委員会に関連するところではあります。その対応についての統一した考え方ということで、私どもから御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料2のほうをごらんください。「1 消費税及び地方消費税の税率の引上げ」につきましては、平成31年10月1日から、この表に記載のとおり、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられます。また、この税率引き上げと同時に、飲食料品、新聞を対象とする軽減税率制度が実施されることとなっております。

「2 税率引き上げに伴う本市の対応」でございますが、消費税は、消費者が最終的な負担者となることを予定されている間接税であることを踏まえ、税率引き上げ分を施設使用料金、利用料金等に価格転嫁をすることといたします。

「3 価格転嫁の方法」につきましては、現行の使用料等、税抜きでございますが、こちらに対し税率10%分を加算し、原則10円未満の端数は切り捨てをいたします。ただし、システムの変更や機械器具の変更など多額の経費を要するもの、10円単位の料金設定とすることにより、著しく利便性が低下する場合等については、金額を据え置くことといたします。

なお、関係条例の改正案を3月定例会に提案させていただき予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、消費税率の引き上げに伴う対応について御説明いたしました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩いたします。

10分間、5分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

◎北村勝委員長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

【施設使用料の見直しについて】

◎北村勝委員長

次に、「施設使用料の見直しについて」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、施設使用料の見直しにつきまして、御説明を申し上げます。資料3-1をごらんいただきたいと思います。

「1 経過」でございますが、合併調整における「施設使用料については、当分の間現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市発足後可能な限り統一に努めるものとする。」との方針を受けて、平成26年11月19日には、使用料の見直しの基本的な考え方を、本協議会に御報告をさせていただいたところでございます。

その後、見直し時期の目安にしておりました消費増税の実施が延期されたこと、また、本市の公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示す、公共施設等総合管理計画、施設類型別計画が策定されることとなりましたため、当該計画との整合性も踏まえた形で整理する旨、お伝えしてきたところでございます。そうした中、昨年9月1日、施設類型別計画が策定されましたので、その方針をお示しするものでございます。

施設使用料の見直しに当たっての課題といたしましては、2に記載のとおり、施設類型別計画との整合を図り、統一した考え方を示す指針が必要であること、そして見直しの時期と捉えております。

そこで、「3 指針について」でございますが、平成26年11月19日、総務政策委員協議会で御報告いたしました次の4点、受益者負担・公平性の原則、算定方法の明確化、減額・免除基準の整理・統一化、管理運営の効率化等を基本的な考え方とし、資料3-2のとおり、「施設使用料に関する見直し指針（案）」を策定させていただきました。

指針の詳細な内容については、後ほど御説明をさせていただきますが、この指針を用いての現行の施設使用料の見直しの時期につきましては、資料の4に記載のとおり、公共施設等総合管理計画、施設類型別計画に基づく再編・建てかえの時期に合わせて進めてまいりたいと存じます。

恐れ入りますが、先ほどの資料3-2をごらんください。本指針は、施設使用料の見直しを行うに当たって、受益者負担の公平性や公正性の確保と、業務の効率的な運営推進を目的とする基本的な考え方を示すものとして作成させていただいたところです。

「2 見直しに係る基本的な考え方」といたしましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、受益者負担・公平性の原則、算定方法の明確化、減額・免除基準の整理・統一化、管理運営の効率化等の四つとしております。

「3 施設使用料の基本算定方法」でございますが、原則として、原価掛ける受益者負担割合で積算することとしております。原価は、施設の維持管理等に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」で算定することとし、対象とする施設の公共性の強さにより、受益者負担の割合を設定していくこととしております。

2ページをごらんください。（2）原価の考え方でお示ししているとおり、土地代、大規模工事費や建物等の減価償却費については、これを除外することとしております。これは、公共施設がそれぞれの行政目的を持って建設されるものであり、土地代等に要する費用は全ての市民に利用の機会を提供するための費用であるとの考え方に基づくものでござ

います。

(3) 受益者負担割合の考え方につきましては、施設の公共性の強弱を、日常生活上の必要性による区分と民間による提供の可能性、この二つの視点で判断をし、適正な負担割合を設定することとしております。

そして、施設使用料の算定については、施設の使用方法に合わせて、1室・1面当たり、または一人当たりの料金として算定することとしております。

(5) 減額・免除基準につきましては、公共、公益上の使用に限り、免除することを全施設に共通する適用基準とし、また減額については、各施設の設置目的との兼ね合いを考慮しながら、2分の1の減額を基本とする基準を定めることとしております。

施設使用料の見直しに関しては、原則としてこの指針に基づいて行いますが、「4 本指針の適用の範囲」に記載のとおり、算定方法が法令等で定められておりますものや、政策的な判断が必要で個別に検討を要するものなど、施設によって本指針を適用すべきでない、あるいは適用できないものについては対象外としております。

恐れ入ります、3ページをごらんください。先ほど資料3-1で御説明をさせていただきましたとおり、本指針を用いた現行の施設使用料の改定につきましては、公共施設等総合管理計画、施設類型別計画に基づく再編・建てかえの時期に合わせて実施する方向で進めてまいります。ただし、利用者や利用回数の低い施設については、施設の有効利用の面からも、経費の削減とともに、利用率向上のための対策も検討し、実行することといたします。

また、「6 その他」といたしまして、1時間当たり使用料への統一、激変緩和措置、営利目的使用の場合の割り増し、適時の見直し実施について定めさせていただいております。

以上、「施設使用料の見直しについて」御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

御説明ありがとうございました。今回、施設使用料の見直しということで、いろいろ説明をしていただきましたけれども、この合併調整の最後に残った大きな一つかなというふうにも捉えております。合併から13年がたったわけで、いつまでもこのばらばらの状態ではないかと思っております。また、今回この指針(案)というものをつくっていただいたわけですが、内容的には妥当なものかというふうには思います。現在、町村ではまだ無料のものがあつたり、減額、免除、そういった基準も大きな課題だと思っております。

この資料3-1で説明をしていただいた課題、施設使用料の見直しを行うに当たって、統一した考え方を示す指針が必要、また、2番の見直しの時期についてということが課題であるというふうには捉えていらっしゃるようですけれども、現在の違いをどのように考え

ているのか、また今の問題点というのはどこにあるのか、ちょっとそれを聞かせていただけたらと思います。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

ただいまの御質問でございますが、現在の違いにつきましては、これが合併調整項目ということからもありますように、旧市町村の中でいろいろと考え方がさまざまという中で、こういう使用料のほうを設定されたというふうに理解しております。

現在におきまして、どのあたりかと、当然金額はそうなんですけれども、特に今回御提示をさせていただいておりますが、その金額設定に当たっての算定基準、あるいは減免の基準がそれぞればらばらというところが、特に問題であるというふうに思っております。

以上でございます。

◎北村勝委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。ほぼ私と同じような考え方かなというふうには感じます。

しかし、この指針をざっと読ませていただいたところ、少し受益者負担という考えが非常に強いのかなというふうに思いました。当然利用する人とならない人、その負担の公平性を確保するという必要だとは思いますが、やはりそれぞれの市町村において、団体の育成、また小・中学生の健全育成、高齢者の健康、介護予防、生きがいづくりなど、いろいろ施策を推進していくための考えのもと、料金設定がされてきたものだと思います。そして、また減額・免除という基準もつくられてきたのではないかと思っております。

これまで何十年と、例えば無料や減額された使用料が許可されてきた人たちからすると、不満の声も上がるのではないかとはいえますけれども、その辺どのようにこれから進めていこうとするのか、もう少しお聞かせいただけたらと思います。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

今回の指針のほうで全面的に押し出しておりますのが、やはり受益者負担の公平・公正性というのがございます。これは関連づけて提案のほうが遅くなっておりましたその施設類型別計画等で、やはり今後の施設の更新等で結構なお金も要するという事の中で、使ってみえる人と使ってみえない方の公平性というのは、やっぱりこれは一番だというふうに理解はしております。

ただ、現状においても、いろんな取り組みの中で施設を政策的にも連携しながらやって

みえるようなところもございます。ですので、そういった公平性の原理というところに加えて、今回もこの指針の中の4番に、「本指針の適用の範囲」というふうな項目を設けております。この中で、原則として本指針に基づいて行うということなのですが、しかしということで、例外的な考え方もお示ししております、それは政策的判断が必要で、個別に検討を要する施設については、やはり公の施設というよりも政策の手段の一つではございますので、そのあたりはそれぞれの部署でも検討はいただくようなことになってこようかというふうに思っておりますので、基本はあくまでもこの受益者負担・公平性の原則ですが、そういった考えも含めておるということで御理解いただきたいと思います。

◎北村勝委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。今、細かくお話をいただいたのかなと思いますけれども、やはりこれからもこの伊勢市がいろんな施策を進めていく中で、そういった団体の皆さんにこれからも活動していただけるような料金設定というのも考えていただきたいと思いますし、また育成等をしていくべき団体等あるのであれば、やはりそういったところには政策的な判断を必要という形で、この4番のところに記載をしていただいておりますけれども、その点につきましては、何でもかんでも安いほうに合わせてやってくれとは言いませんけれども、やはりそこは適正な範囲で料金設定、またこの範囲から除外するものというものは検討をしていただきたい、また減額、免除というものはしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

最後に、この合併調整ということもありますので、この地域審議会等にも当然聞く必要があるのではないかと思いますけれども、その辺の考えにつきましてお聞かせいただけたらと思います。

◎北村勝委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

この冒頭に、懸案事項ということで続いておったわけなんですけれども、これは合併調整項目のA項目だったと思います。ですので、これはしかるべきときに地域審議会の皆さんにもお話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉岡勝裕委員

わかりました、ありがとうございました。

◎北村勝委員長

ほかに御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。今回、この指針が出されたわけですが、ちょっと振り返ってみますと、平成26年からの行財政改革指針で初めてこの施設使用料の見直しということで、取り組み項目の一つに挙げられました。見直し指針策定を目指すということだったんですが、消費税の増税の動向と、それから公共施設の総合管理計画の調整が必要であるということで指針が策定までに至らなかったと。その後、平成30年に策定されました行財政改革プラン、こちらにおきましても施設使用料の見直しの項目がございまして、見直し指針を策定し、見直しを行うというような形で明記をされておると思います。

今回、指針が出されたわけですが、私この指針の内容につきましては、当たり前前の話かなということで、一部を除きまして理解はさせていただくんですが、これまでの消費税増税の動向であるとか、公共施設総合管理計画との調整が必要と言われてきたんですけれども、この指針の中ではそういう部分が全く読み取れませんので、それならば、なぜ5年も要したのか、いま1度お聞かせをいただきたいと思うんです。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

まず、提案のほうがおくれたことにつきましては申しわけなく思っておりますが、当初の経緯を振り返りますと、おっしゃられましたように、行革の中には位置づけはされておりまして、そんな中で最初に議会のほうにもお示しし、提案をさせていただいたのが平成26年11月の提案、先ほど申し上げた骨格の部分でございます。その際に、特に要点というポイントとしましては、何度もその当時、消費税増税のお話があったので、その時期に合わせてと、一緒にということでしたし御提案をさせていただいたんですが、その議会に御報告した翌日か前日だったかはちょっと定かではないんですけれども、それが延期ということで、消費増税が見送られたような形になりました。ですので、そのときは次のそういうタイミングも見計らいながらということで御説明をさせていただきまして、そうこうしておるうちに、本当に申しわけなかったんですけれども、公共施設等総合管理計画の話が出てまいりましたので、今後の施設の方向性がそちらのほうで示されるということから、それも踏まえた形で整合をとるということで、これまで総合管理計画の策定のほうも推移を見守っておったわけなんですけれども、昨年9月1日にこの方向性をお示しする形で、類型別計画のほうで策定をされましたので、ちょっと遅くはなっていましたけれども、今回御提案という経緯をとらせていただいたところでございます。

以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次に、この見直し指針（案）の中でございます。基本的な考え方の中で、負担の公平性を確保するという観点から、今回消費税10%を転嫁するという事なんですが、その転嫁に合わせて施設の使用料も見直すべきではないかなというふうに思っております。

行財政改革プランにおきましては、これ平成30年から平成33年度ですよね。見直し指針を策定し、見直しを行うと。平成30年から平成33年の間に見直しを行うんやということでプランに記載をされておるんですが、そんな意味からも、同時にこの見直しをしていくというような考え方はないのでしょうか。そこだけ。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

当初、先ほど申し上げたような経緯もたどってきたわけなんですけれども、結果的に市のほうが先ほどお示しいただいた経過のほうがたどれませんが、今回の提案になっておるわけですが、内部のほうで検討いたしました結果、時期に当たりましては、先ほどの施設の整理と一緒にさせていただきたいということでございます。

やはり消費増税の話、当初そういうことを申し上げておったんですけれども、その負担感の話もございまして、やはり施設の整理のときに改定のほうをさせていただいたほうが御理解もいただきやすいということで今回の提案に至っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。消費税と合わせてという考え方はないということなんですが、この指針の改定の時期でございます。再編・建てかえの時期に合わせて見直すんやという話なんですが、この再編・建てかえの時期というのは全く不明なんですよね。いつになるかわからないという状況の中で、要はこの施設の使用料は見直ししませんよというような意味にとれます、私は。それと同時に、この類型別計画の見直し区分がありますよね。その中では、現状のまま残す施設もあります。それから、指定管理者だったり民間委託ということで、運営手法は見直すんだけど、施設はそのまま残しますよというような施設も出てくるわけですよね。ということは、それらの施設はどうなるんでしょうかね。再編とか建てかえという部分には該当はしない、そのまま残っていく施設が出てくるのかなというふうに思うんですけれども、その辺の部分はどうか。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

まず、すみません、冒頭に見直さないのに等しいというふうな御感想といたしますか御意見をいただきまして、確かに施設類型別計画のほうは長いスパンで、30年、それ以降ということでございますので、長い感は確かにあろうかと思えます。ただ、その中におきましても、1期、2期、3期ということで、大分期間は広うございますけれども、その中での整理の方向性というのはお示しをさせていただいておるところでございますので、そのあたりは御理解を賜ればと存じます。

なお、もう1点、御指摘をいただいた施設の件でございますけれども、これにつきましては、適時の見直しの実施というの、最後のほうに指針のほうには設けております。基本的には類型別計画に沿ってということで考えておりますけれども、ただ、現状はそうは申し上げても、今後の状況もまだわからない部分がございますので、また時期を見て、最後のこの適時の見直しというところで対応させていただきたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。理解をさせていただきます。

ただ、私ちょっと委員長にお願いをしておきたいんですけれども、この協議会が終わったらこの見直し指針（案）を認めたような形になるのかなというふうに思うんですが、自分自身はこの改定の時期、この部分につきましては到底承認はできないという思いでおりますので、そのことだけ発言をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

◎北村勝委員長

ほかに御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【定住自立圏形成協定の変更について】

◎北村勝委員長

次に、「定住自立圏形成協定の変更について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「定住自立圏形成協定の変更について」御説明を申し上げます。

資料4をごらんください。これは、定住自立圏の新たな取り組みとして、児童発達支援センターの設置、運営を追加するに当たり、関係市町との協定の変更をお願いするものでございます。

「1 主な経過」に記載のとおり、平成25年2月25日に中心市宣言を行い、平成25年7月18日に、本市と各市町との間において伊勢志摩定住自立圏形成協定を締結、その後、新たな取り組みを行うために、これまでに3回協定の変更を行っております。

今回の取り組みにつきましては、昨年10月30日開催の伊勢志摩定住自立圏推進協議会で連携市町の賛同を得ましたので、協定変更に向けた手続を進めるものでございます。

「2 変更の内容等」でございますが、今回の児童発達支援センターの設置、運営については、現在、鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町及び南伊勢町の2市3町が協定変更の意向を示しているところでございます。

変更の理由は、お示しのとおり、国が定める基本指針では、障がい児に対して必要な発達支援が受けられるよう、障がい児支援体制の整備を図るため、平成32（2020）年度末までに地域における中核的な支援機関となる児童発達支援センターを各市町、または圏域に1カ所以上設置することとされております。このことから、発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築するため、定住自立圏の取り組みとして児童発達支援センターを設置、運営しようとするものでございます。

取り組みの例といたしましては、児童発達支援センターを伊勢市に設置し、連携市町における中核的な支援機関として、専門的な知識に基づく技術的な助言、援助を障がい児通所支援事業者等へ行うとともに、就学前児童の通所支援の実施などを検討しているところでございます。

次に、「3 今後の進め方」でございますが、本日御協議いただいた後、3月定例会に定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提出し、議決が得られましたならば、3月下旬に本市と該当する各市町との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結いたします。

また、この協定変更を受けて、現在、策定作業を進めております第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに当該取り組みを加えて、第2次共生ビジョンを策定させていただきたいと存じます。

なお、本取り組みを加えますと、取り組み事項は31になるものでございます。

裏面には、参考資料として、変更協定のイメージをお示ししておりますので、後ほど御高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、「定住自立圏形成協定の変更について」御説明を申し上げます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1件だけ確認をさせていただきます。この児童発達支援センターにつきましては、各市町、

あるいは圏域に1カ所以上設置をせえということなんです、今回連携を示しております2市3町でやっていこうということなんですけれども、残ります玉城町とか明和町におきましてはそれぞれそういう機能をお持ちなんですか。その辺、いかがですか。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

先ほど御説明申し上げましたように、国の指針では、各市町に、あるいは圏域に1カ所ということで、玉城町さんと明和町さんに関しては、独自に御自身のほうでされるということでございます。

以上でございます。

◎北村勝委員長

よろしいですか。

○鈴木豊司委員

はい。

◎北村勝委員長

ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ほかに発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について】

◎北村勝委員長

次に、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」御説明を申し上げます。これは、昨年11月21日開催の総務政策委員協議会でお示しいたしました、第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果等を御報告するものでございます。

資料5-1をごらんください。「1 経過」でございますが、先月には、共生ビジョン懇談会にパブリックコメントの結果等を御報告し、御意見を伺っております。

次に、「2 パブリックコメントの実施結果」について御説明をいたします。（1）意

見募集方法から（４）意見募集の期間については記載のとおりでございます。（５）意見募集の結果でございますが、お二人の方から２件の御意見をいただきました。

その内容と御意見に対する市の考えについて御説明いたしますので、恐れ入ります、資料５－２をごらんください。１ページから４ページに記載のとおり、持続可能な開発目標ＳＤＧｓや、第一次産業に関する御意見、また観光振興、出会い・結婚への支援、図書館サービスの充実、人材育成に係る取り組みについて御意見をいただき、それらに対する市の考えは記載のとおりでございます。

結果といたしましては、御意見を受けての共生ビジョンの修正等はありませんが、いただいた御意見は各市町で共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

次に、パブリックコメント以外に文言の修正等を行っておりますので、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料の５－３のほうをごらんいただきたいと思います。資料５－３の１２ページ、１３ページをお開きいただきたいと思います。１２ページ、１３ページの修正は、各市町の名産・特産品の表記について、漢字、平仮名、片仮名が混在しておりましたので、統一したものでございます。赤字の部分がその当該修正箇所でございます。

恐れ入ります。次に１７ページをお開きいただきたいと思います。１７ページの図表１２でございますが、こちらの修正は、伊勢市の医科診療所の件数について伊勢保健所に最終確認した結果、休止施設が１件あることが判明いたしましたので、追記をさせていただきました。なお、２２ページ以降には各取り組み事項の表を記載しておりますが、その中の事業費の数値が現在見込み値となっておりますので、平成３１年度の予算確定後にこちらのほうは修正させていただきたいと存じます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、資料５－１にお戻りいただきたいと思います。資料５－１の裏面をごらんください。

裏面の「５ 今後の予定」でございますが、先ほど御協議をいただきました新規取り組み、児童発達支援センターの設置、運営も含め、第２次共生ビジョン（案）を策定させていただきたいと存じます。

以上、「第２次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」御説明を申し上げます。何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について】

◎北村勝委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」当局からの報告をお願

いします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」御説明を申し上げます。

資料6-1をごらんください。「1 概要」につきましては、平成27年10月に策定いたしました、伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成30年度の進捗状況について、外部有識者で組織する伊勢市まち・ひと・しごと創生会議による評価、検証を行いましたので、その答申書を添えて御報告するものでございます。

恐れ入りますが、資料6-2「平成30年度伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理表」、横になっておりますが、そちらをごらんいただきたいと思います。この中の青色の表記が総務政策委員協議会関係分でございます。

なお、「基本目標③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の、施策①結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援、また「基本目標④暮らしやすい生活圏をつくる」の施策①、施策③については、複数の常任委員協議会に関連する内容として、黒字で表記をいたしております。まず、1ページには指標等の変更箇所を記載しておりますが、総務政策委員協議会に該当の事案はございません。

それでは、この進行管理表の構成について簡単に御説明申し上げますので、恐れ入りますが、3ページをごらんください。一番上には、基本目標の番号とその施策の基本的方向を、その下には具体的施策ごとに重要業績評価指標、KPIでございますが、こちらの進捗状況及び目標達成度を記載しております。目標達成度については、「既に目標値達成」のA、「目標値達成が可能」のB、「目標値未達成又は達成が困難な状況」のCの3段階評価としております。

その下には、主な取り組み内容としまして、主要事業の平成29年度決算額と平成30年度予算額、そして事業概要を記載し、最下段の項目として4ページのとおり、今後の取り組みの方向性を記載しております。

それでは、全体の進捗状況を御説明いたしますので、前後して申しわけございませんが、もう1度、2ページのほうをごらんください。総合戦略に掲げる四つの基本目標の指標について、基準となる策定時の数値と平成28年度から平成30年度までの各年度の実績値及び目標値を記載するとともに、表の一番右側には、先ほど御説明いたしました各基本目標における具体的施策の目標達成状況を記載しております。

総務政策委員協議会所管の具体的施策の目標達成状況につきましては、合計10の指標中、A評価が1件、B評価が5件、C評価が4件でございます。C評価は13ページの具体的施策、「イ 企業などにおける男女共同参画の取組の支援」、次、14ページの「ウ 公共施設マネジメントの推進」、それから16ページでございますが、「イ 自治会活動の促進」、そしてまた飛びますが、18ページの「ア 定住自立圏構想の推進」でございます。

個々の具体的施策の説明は割愛させていただきますが、平成30年度の基本目標の実績数値につきましては、全体的に前年より芳しくない状況で、人口減少も進行しているところでございます。こうしたことから、今後につきましても各取り組みの推進を一層図ってま

いたいと考えております。なお、19ページから21ページにかけては、具体的施策に係る重要業績評価指標（KPI）、こちらの推移の一覧表をおつけしております。また後ほど御高覧賜りたいと存じます。

次に、「答申の内容」について御説明いたしますので、恐れ入りますが、資料6-3、最後に資料のほうをごらんいただきたいと思っております。全般的事項としましては、総合戦略に掲げる基本目標の達成に向け、各部署間で連携した取り組みを進めること、また、総合戦略で取り組む各支援制度が有効に活用できるように制度のPRに努めるようにとの御意見をいただいております。

個別事項については、魅力ある市の将来ビジョンを示して、子育て支援環境や高齢者が住みやすい環境の充実に努めること、また男女共同参画意識の普及のため、企業との連携を進めることについて御意見をいただいております。

以上、簡単でございますが御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎北村勝委員長

本件は、報告案件でございますが、特に発言がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時46分

◎北村勝委員長

休憩前に引き続き、協議会を再開いたします。

先ほど鈴木委員のほうからですね、申し出がありました消費税に伴う引き上げについての対応について、一部認めない。

〔「委員長、施設使用料」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ごめんなさい、施設使用料の見直しについて、一部認めない旨の発言がありました。すみませんが、それについて皆さんの御意見等のほうを、少し時間を持ちたいと思っておりますので、御意見をお聞かせいただきたいと思っておりますが、御発言はございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

私も鈴木委員と同じように思っています。

特にうたわれておるのが、受益者の負担の公平性や公正性ということがうたわれておるわけです。しかし、これを実行するのはいつになるかわからないということは、逆に言えば、伊勢市は公平じゃないということ認めながらやっておるということになるろうかと、そういうことですよ、公平じゃないということですよ。今、公平・公正を目指して施

設料の見直しをやるかと言うておるんですけれども、実際それが10年先か、20年先かになるかわからないという話ですよ。ということは、その間、公平も公正も何もないわけですよ。不公平なままやりましょうということになるので、本来なら見直しの時期というのをはっきり決めて、いつやりますよということを決めておくと、あそこは不公平じゃないの、そやけれども、市は言っておるのは、公平・公正なんですよね。やらなあきませんよと言いながら、それをずっと引き続いていくのは私もいかなものかなど。これを指針として出されるのにはちょっと見直しの時期というところで、書いてあることは正しいことが書かれておると思うんですけれども、いつになるかわからないというようなところは、ちょっとやっぱり問題かなど。特に公設マネジメントが進んでいないということも事実ですので、と私は思います。

以上です。

◎北村勝委員長

わかりました。

ほかにどうですか。御発言ございませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

お二人から意見出て、そういう考え方にも同意するところはあるんやけれども、当局としてその実施時期が公設マネジメントのスタートのときなのか、延々と40年先までの施設のことを想定して考えているのか、それはきちっと方向性を明示してもらわんと、それはなかなか難しい。品川委員みたいに、今も不公平やということは僕は言いませんけれども、やっぱりきちっとやるなら指針を出して、どういうスケジュールで、このときにこうやりますということを明言していただいたほうが御理解いただけるん違うかなど。そこでちょっと、委員間討論じゃないんで、当局の考え方を聞かせてほしいんですけれども。

◎北村勝委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

いろいろと申しわけございません。この施設使用料の見直しにつきましては、一旦使用料がどうなるのかということも計算しながらやってまいりました。しかしながら、現状の公共施設につきましては、合併の旧の市町村のほうでいろいろ時代背景もあって、考え方もあって建設されたものというところは十分認識をしております。それについての受益者負担の公平性の原則というものを置きながら見直しするというふうな分について、るる考えたところがございますけれども、これにつきましては、現状の施設についての受益者負担については、旧市町村のほうでるるつくられてきたものもあるというところから、まずは今のままのところがいこうかなというふうに思いました。

それと、今後この施設類型別計画に応じて施設をつくりかえる際には、このような部分の受益者負担の公平性を全うできるように、施設使用料の部分を検討していきたいという

ふうに思っております。

それと、縷々おっしゃっていただきますとおり、このまま何もしないのかという部分につきましては、先ほど鈴木委員ほうからもありましたが、施設の部分の管理の仕方を変えるとか、あるいは施設のほうに違う、統合をすることで、あちらの施設を潰してこちらの施設のほうを使ってくださいというふうな部分につきましては、施設の使い方も変わってまいりますので、その段階で受益と負担の公平性が崩れる、あるいは受益と負担の公平性をきちんと確保するようなことをしながら、財政的な運営をきちんとやっていこうというふうな部分がありましたときには、施設使用料の見直しを適時行っていきたいというふう

に思っております。今現状のところでこの施設を今こうする、ああするというふうなことにしましては、明確なことは申し上げることはできませんけれども、施設の管理の仕方をるる検討していく中で、適時、施設使用料の見直しにつきましてはやっていきたいというふう

に思っております。ですので、私どもといたしましては、この施設使用料の見直しにつきましては、やらないというよりも、これからやらせていただきますというところを申し上げておるつもりで、この指針のほうは出させていただいたつもりでございます。ですので、今後施設の管理の仕方をるる考えていく中で、施設使用料の見直しのほうは適時やっていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

◎北村勝委員長

ありがとうございます。

ほかに御意見、いいですか。

西山委員。

○西山則夫委員

鈴木委員も、指針の内容についてはないんで、その今答弁にあった適宜やっていくという段階のときにやらんと、今、具体的な料金も何も出えへんで、この協議会の場では、その指針としては了として、具体的な運用について、これからまた協議をしていくということにしておいたほうがいいんじゃないですかね。これでいいというわけに多分いかんと思うので。

◎北村勝委員長

いかがでしょうか。

吉井副委員長。

○吉井詩子副委員長

すみません、今の御説明の中でも、この「適時」という言葉が何回か出てきたんですが、やはりそれについてわかりにくいということがあるかと思っておりますので、そこら辺をどういうときがあるのかというようなことなど、例示していただければいいのかなと思っております。以上です。

◎北村勝委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

こちらの指針については、改定の時期を施設類型別計画に基づく再編・建てかえの時期というふうにしておりますので、これから公共施設マネジメントのほうも計画ができましたので、こちらのほうも進めていかなあかんことになっております。こちらの施設類型別計画を進めていく段階で、それぞれ施設のありようも考えていかなあかんところがございますので、そのタイミングで、こちらのほうの施設使用料のほうにつきましても、あわせて御提案をさせていただきたいというふうに思っております。

◎北村勝委員長
よろしいですか。
議長。

○中山裕司議長

今の局長の説明で、それでいいと思うよ、今ので。

だから、この施設類型別の計画が進まんと、この今の施設使用料の見直しというのはいできない、これは現実的な問題やと思う。

それから、もう一つ、やっぱり合併調整内容、これがその今の当分の間、現行でずっとやっていくということ、これは合併調整の中でこれは決定しておるわけ。

これは、皆さんようわからんと思うやろうけれども、先ほど言っておるように、4市町村のそれぞれの財政内容とか時代背景とかいろんなことで格差が生じてきておったから、これ小俣町が私がそこへ向けて合併調整協議会へ出ておって、小俣町の意見がこれ通ったんですよ、この問題で。これはもう施設使用料については、当分の間、現行のとおりにせえということをお俣町が主張したということが通ってきて、ということは、小俣町がそれほど公共施設の料金というのは、3市町村よりずっと低かったんですよ。だから、それをしてこの項目を、今のがあって、その調整項目の中で、今の当分の間は現行にしていこうと。現行にしていこうということでは、なかなかこの現行をいつの時期にその使用料の見直しをしようかというふうなことは、なかなかこれは難しい。そうすると、今説明があったように、施設類型別の計画で施設が建てかえられる、そういう時期しか現実的な問題としてはできないと思う。

だから、今ここでこういうような問題を出してきたこと自身にも問題があるんで、やっぱりそこら辺をきちんと、今言ったようにそういうようなことですから、施設類型別計画に沿って、その今の施設を建設、建てかえのときに新たな料金を設定していきますよということをお俣町にせんと、今のような形に、こういう形を出してくると、先ほど言ったような形になる。いつの時期やとか、どうかこうかというふうな問題が出てくるんで、ただ、そこら辺をはっきりと、やっぱりきちっと今説明したような形で再度この委員会で皆さん方に了解を得ていくということが必要やと、このように思います。

◎北村勝委員長

よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今の議論で理解をさせていただきたいと思うんですが、この見直し区分の中で継続の部分、そのままと運営手法の見直しをしながら継続していく、そのまま残していくという部分がありますんで、それは局長が言われるように、適時見直していくという理解をしいんですかね。

◎北村勝委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

こちらのほうにつきましても、社会情勢も変わってまいりますし、周りにあります公共施設ではない施設、民間さんが建てていただいております施設とか、そういったものの状況も変わってまいりますので、そういった段階でやはりこの受益の負担の公平性を、今きちんと市民の皆様の方に御説明するべき時期だというふうなところがございましたときには、きちんと説明をさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほど議長がおっしゃっていただきましたとおり、我々もそれぞれの施設については、時代背景等があるというところを認識しておるところがございますので、こちらの5の「改定の時期」に書いてありますとおり、施設類型別計画に基づく再編の時期に合わせてさせていただきたいと思っております。

ただ、全てを今全部しやへんのかというわけでもございませんので、いつというふうなことを申し上げにくいところもございますけれども、何回も適時という言葉を使ってしまっておりますけれども、公平な部分についての観点を持ちながら、施設使用料の見直しのほうは実施をしていきたい、このように思っております。

◎北村勝委員長

議長。

○中山裕司議長

今の説明あったように、できる施設とできない施設というのがあるんですね。だから、そこら辺をはっきりやっぱり説明していく必要があるんで。適時というのは、やれる可能性のある施設については適時やっていきますよと。けども、先ほど申し上げたように、建てかえでなければならぬときにしか使用料金が決まらないというようなものについては時期を見てやっていきますよと。だから、これ2段階方式で、暫時やっていきますよということは、やれる施設はやっていきましょうと、だから、やれない部分という施設はやれない部分で今のようにやっていきましょうと、こういう2段階でやっていきましょうとい

うことで、やれる部分はやっていきたいと思いますという位置だと思っので、その辺を明確に説明をして、明確にしていくということは大事やなど、そのように思います。

○鈴木豊司委員

そのように思っています。確認できる分はという部分で。

◎北村勝委員長

よろしいでしょうか。

○中山裕司議長

それでいいと思います。

◎北村勝委員長

ただいま議長に御発言いただいたように、情報戦略局のほうでも、今まとめていただいた部分で皆さん御理解賜りまして、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、ここでそれでは皆さん、御意見はもうとめさせていだいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時00分

再開 午後 0 時02分

◎北村勝委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【管外行政視察の実施について】

◎北村勝委員長

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願ひます。

本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合、3月の定例会で議決が必要となりますことから、御協議をお願ひするものでございます。

まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がございましたらお願ひいたしたいと思ひます。いかがでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ぜひ他の市町、いろんなどころの新しい施策とうちの課題等も解決するために、ぜひ行くべきではないかというふうにお願ひしたいと思ひます。

◎北村勝委員長

ほかよろしいでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

その目的なんですよ。けど、そういう行きたいような、勉強したい項目はあるんですかね。

◎北村勝委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

去年は鬼怒川のほうと、あとそれと浜松、それと名張のほうへこの委員会では行きました。今回、昨年例えば岡山県倉敷真備町であったりとか、広島の高田であったりとか、大変な水害等が発生したところもありましたので、ぜひそういったところも、私個人的には行ってはどうかなというふうに考えております。それ以外について、今のところ今すぐにといいのはありませんけれども、ぜひそういった防災の面では参考になる事例になるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

◎北村勝委員長

どうもありがとうございます。

ほかに御発言はございませんか。

井村委員。

○井村貴志委員

真備町とか広島もちょっとお邪魔してきたことがあるんですけども、やはりまだ避難生活をされておって、まだ本当に進展していない。ああいうところへ行って勉強と言ったら失礼ですけども、向こうに対しては失礼な話なんですけれども、やっぱり百聞は一見にしかずかなというのがあると思うので、そういった被災地というのは目をつけられたほうがいいのかというふうには思います。

◎北村勝委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、6月定例会までには実施するというところで決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

管外行政視察を実施するという御決定いただきましたので、視察項目につきまして、ただいま一例を挙げていただいたりしました。またほかに視察項目につきまして、特にほかの発言、今いただいた部分もございますが、ほかにも視察項目の御希望がありましたら、2月21日木曜までに正副委員長、または事務局に申し入れをお願いしたいと思います。

参考までに、継続審査事項としましては、防災対策に関する事項、ふるさと未来づくりに関する事項、公共施設マネジメントに関する事項、総合計画推進事業に関する事項、この点は継続審査事項になっています。それ以外につきましてありましたら、ぜひまた議決が必要ですので、よろしくをお願いします。

それでは、以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。どうもすみません、いろいろと。

閉会 午後0時05分